

## 第5章 考察

### I あおもりの未来をつくる「人財」育成のために

弘前大学 教育学部 教授 宮崎 秀一

#### はじめに

青森県では全庁的に、県民一人ひとりが県にとっての「財（たから）」であるとの考えに立って、人材に代えて「人財」という表現を用いている。沖縄県において「命（ぬち）どう宝」（人の命は「宝」である）というのは、その歴史とともに受け継がれてきた。本県の人＝財は、生命の尊さを前提として、さらに積極的意味で、人が生き生きと生活していく姿を象徴するものといえるだろう

そしてとりわけ「あおもりの未来を切り拓く」のは「子ども・若者」であるとの認識の下、「第2次 青森県子ども・若者育成支援推進計画」が平成30年3月に策定された。同計画はその冒頭で、「次代の青森県を担う子ども・若者が、夢や希望をもちながら、心身ともに健やかに成長していくこと、そして次代を担う自立した人財として活躍し、活力に満ちた地域社会が創り上げられていくことは、県民すべての願いです。」とうたっている。

本稿では、今回の「青森県の体験活動に関する県民の実態調査」の趣旨にある「あおもりの未来をつくる人財の育成に関する生涯学習関連施策の方向性を検討することとの関連で、広く本県の子ども・若者の現状と課題について思うところを述べる。

#### 1 子どもを取り巻く環境と生活の実態 ～擬似体験の過多、現実体験の急減～

##### (1) 子どもの生活へのネット浸透の懸念

今回の調査のねらいである「体験活動」の実態に関しては、子どもの生活体験の中から自然に触れたり地域の人たちと交流したりする機会がますます失われつつあることが鮮明に浮かび上がった。それにとって代わるものとして、かつてはテレビの比重が圧倒的に大きかったが、今やその座はパソコンやスマホに奪われつつある。テレビはまだ辛うじて家族との団らんとも両立しうるが、パソコン、スマホの動画やゲームは一人で画面に向かうため、他者とのコミュニケーションは不要なのである。しかも、これも調査結果に表れたように、中学生の7割、高校生の8割が自宅に個室をもつので、まったく誰の干渉も受けず、何時間でもバーチャルな世界に浸る環境が整っている<sup>1</sup>。

しかし、こうした子どもの現象は大人社会の合せ鏡ともいえ、もはや国民の生活習慣病化している。Q18(a)「特にすることがない時、とりあえず携帯電話やスマートフォンを操作している」ことの頻度について、「よくある」と回答したのは中学2年の37.3%、高校2年では、実に63.3%にのぼる。「時々ある」を含めると、中学で63%、高校は91.2%（小学4年でも29.3%）である。大人も決して非難できないの

<sup>1</sup> 本県の子どものネット等の利用状況については、以前より詳細な意識調査と分析を行い、解説を行った。拙稿「青森県の子ども・若者の現状と未来」、『青少年の意識に関する調査』結果報告書、平成29年3月、青森県環境生活部 青少年・男女共同参画課、169-178頁。

ではないだろうか。

また 10 年前、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」という長いタイトルの法律が制定されたが（2008 年）、子どものネット被害事件がたびたび報道されている状況からすると、法のねらいが達成されているとは言い難い。むしろ、文科省がケータイ・スマホの学校持ち込みを解禁する方針に転じる<sup>2</sup>など、災害等への対応がねらいであるとしても、功罪について見解が分かれる中、子どもの世界にネットが入り込む流れは止まる所を知らない<sup>3</sup>。

ネットやゲームの過度な使用が脳にダメージを与えることが医学的にも検証されている一方、今や日常生活の必須アイテム化している以上、要は、大人も範を示しつつ情報モラル教育などを通じて適切な利用を促すことに尽きるであろう。

しかし、社会のネット化による子どもの体験的活動の減少傾向を許容してよいということにはならない。体験的活動が子どもの成長にとって不可欠であることは言うまでもなく、ネット化の進行を抑制するためにも、質的量的に充実していく必要がある。

## （2）体験的活動の有用性と格差

体験的活動の有用性は、第 1 に、学校教育における子どもの学習過程との視点から、体験的活動は習得した知識を実生活場面と結びつける場であり、授業で学ぶ意味を確認・体感する点にある。古くはデューイの影響を受けた大正期から戦後の経験主義教育、その後も問題解決学習、新しい学力（思考力、判断力、表現力）、生きる力、と今日まで継承されてきた教育観である。今般改訂された学習指導要領においても「主体的、対話的で深い学び」、「社会に開かれた教育課程」、「多角的、多面的」などのスローガンは体験的活動を抜きには成り立たないといってよい。

第 2 に、生涯学習の観点から重要なのは、体験的活動がもつキャリア教育的意義である。例えば、Q9 (a) 「山登りやハイキング、オリエンテーリングやウォークラリー」という自然体験は、山岳ガイド、環境保全、レクリエーション・インストラクターなど、(p) 「地域の清掃活動や廃品回収などに参加すること」などの社会体験は、自治体行政、資源リサイクル事業、など、様々な職業に目を向けさせることだろう。

この点は、学校カリキュラム中のキャリア教育にも当てはまることであるが、子どもの進路選択は本来家庭教育の範疇であり、何より子ども自身意思によって自己決定されるべきものである。確かに学校教育活動の中でも一定の体験活動が提供されるが、各校種・学年の年間指導計画の枠内で実施する活動には自ずと限界がある。結局のところ、家庭間における子どもの体験格差がキャリア選択の幅の広狭や進路選択の意欲を左右する。

舞田（2017）は総務省の社会生活調査の分析から、「社会階層」別に「小学生の体験格差」が歴然としていると指摘する<sup>4</sup>。そして「『①高い社会階層→②豊かな体験→

<sup>2</sup> 朝日新聞 2019 年 2 月 20 日

<sup>3</sup> 近年、同じく賛否が分かれる話題として、e-スポーツの急速な拡大があり、これもスポーツのジャンルに入るか単なるゲームか、学校の部活動として認知すべきか、など論議が起こっている。

<sup>4</sup> 舞田敏彦『データで読む教育の論点』147-149 頁。世帯別所得をⅠ（年収 300 万円未満）から 6 段階に分けると、ⅠとⅢ（500 万円以上）やⅣ（700 万円以上）との対比でも、テニス、スキー・スノボ、などのスポーツ活

③確かな学力→④高い教育・地位達成』というループ」の存在が見られるという。今回の調査した体験的活動の経験頻度も、保護者の時間的、経済的余裕の有無に規定され、同じ傾向が伺えると推測される。今後分析を試みたいと考える。

## 2 子どもの健やかな成長の保障 ～子どもの権利の視点から～

### (1) 自己肯定感、自尊感情

社会の未来を担う人財である子どもの健全育成が達成されているかを知る上で、子ども自身の自己肯定感や自尊感情の高低は、主観的要素を含みつつも、一つの基本的な評価尺度と見ることができる。

本調査では、自己肯定感に対応すると見なしうる Q8 (d)「今の自分が好きだ」に当てはまると答えたのは、小学4年生が、全面肯定 23.8%、一部肯定が 29.9%、計 53.7%。中学2年生は、同じく 10.7%、29.1%、計 39.8%。高校2年生が、9.3%、27.7%の計 37.0%であった。自尊感情に相当するであろう質問 (e)「自分には自分らしさがある」については、小4で全面肯定 44.3%、一部肯定 31.4%、計 75.7%。中2は同じく 29.8%、38.3%、計 68.1%。高2は 22.4%、41.8%、計 64.2%となる。結果は類似の調査同様、校種が上げるにつれて、自己肯定感、自尊感情ともに下がる傾向が見られた。中学以降は身体的成長の個体差、思春期特有の心理、学校の教育内容の増加、成績の競争圧力、特に高校では進路選択などで家族や友人との葛藤が蓄積せざるを得ないことが、反映していると思われる。

今回の結果では、むしろ、小4の児童が、(d)で自分が好きだとは「全く思わない」に 17.0%と、中2の 21.2%、高2の 18.7%と大差なく高めであり、(e)の自分には自分らしさがある、についても「全く思わない」が、小 8.0%、中 8.4%、高 9.1%と予想外に高かったことが目立った。小学段階での自己肯定感や自尊感情の低さは気になるところであり、課題として他の項目とのクロス分析による解明したい。

自己肯定感の向上は大きな課題であるが、自尊感情において中学生・高校生で6割以上、小学生で7割以上が「自分には自分らしさがある」と肯定的に回答していることからすると、今回の調査では本県における子どもはおおむね健全に育っていると言えてよいであろう。

### (2) 子どもの健全育成と子どもの権利保障

次に、子どもの健全育成を考える上で、子どものもつ権利の保障・充足という視点から検討してみたい。

2019年は国連が子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)を採択して30年、我が国が批准して25年を迎える。そこで謳われている権利は、①生命を保障され生きる権利、②様々な害悪から守られる権利、③健やかに育つ権利、④意見を表明し社会に参加する権利に分類される<sup>5</sup>。同条約の草案作成にかかわったユニセフは、各国

---

動、美術鑑賞、クラシック音楽鑑賞、楽器演奏など芸術的活動、将棋、読書など趣味活動のすべてにおいて、格差が存在する。

<sup>5</sup> 中学校社会科の必修事項として教科書にも明記されている。(例)『新編新しい社会 公民』東京書籍、2016年、45頁。

に子どもの権利を基盤とした政策展開（right-based approach）を提唱している。

我が国における子ども・若者の健全育成施策に関していえば、「健全育成」概念には、前述のネット・スマホのデメリットなどの害悪からの保護という点で、②に最も近いイメージがある。しかし、よりポジティブな視点からは、（戦争や児童虐待等との関連から、①は当然として）、③および④を含めた健全育成のとらえかえしが必要と考える。

特に③は、国内法的には憲法が保障する「その能力に応じてひとしく教育を受ける権利」（第 26 条）の中に読み込むことができる。子どもが健全に成長する上で、教育を受ける＝学ぶことは不可欠であるが、これを形式的なく教育機会の均等と理解してはならない。権利条約は「児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。」（第 29 条第 1 項 (a)）としていることに対応して、＜すべての子どもが現在の能力発達の状況と学習ニーズにふさわしい教育を保障される＞という解釈こそが条約の基本理念である「子どもの最善の利益」（第 3 条）にも叶う。

実際、2009 年に成立した、子ども・若者育成支援推進法は、子どもの権利条約の理念を踏まえて制定されている。同法は、その目的を「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、・・・子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組について」定めると明記しており（第 1 条）、さらに基本理念として、「子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、・・・その意思を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること」（第 2 条第二号）を掲げている。

先の自己肯定感、自尊感情に関する回答は、子どもの成長する権利の充足状況を包括的に推知させるものだったといえる。今回の調査項目からは他の個別的権利保障の状況を判断できる材料は乏しいが、以下の諸点を例として上げる。

#### ①学校での学習を通じて知識を得、理解する権利

Q8 (c) の「勉強は得意な方だ」に当てはまるか、の問に対し、「とても思う」・「少し思う」の合計が、小学 4 年 48.4%、中学 2 年 29.3%、高校 2 年 22.4%となっており、充足度は低いと言わざるを得ない。ただし、Q10「あなたの得意な教科は」との問いに対しては、教科によってかなりバラつきもある。

#### ②休息、余暇、レクリエーション・遊びの権利<sup>6</sup>

休息する権利が保障されているかに関連して、Q13「特に運動やスポーツもしないのに、ふだん疲れていると感じることはありますか。」に対する「いつも」・「時々」の合計は、小 32.1%、中 51.6%、高 62%と、中学・高校で高い。原因として都市部で良く指摘される学習塾通いによる多忙さについては、Q21（中 2 で 27%、高 2 で 12.4にとどまる）、習い事についても Q22（中 2 が 27.6%、高 2 が 8.8%）を見る限り相関性はなさそうである。部活動、特に運動部への所属割合が高い（Q20：中 2 で 73%、高 2 が 60.2%）こととの関連は別途分析が必要である。

<sup>6</sup>「締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。」（子どもの権利条約 第 31 条第 1 項）

余暇における遊びやレクリエーションへの権利は、テレビ、DVD、テレビゲーム、マンガ本、スマホの利用など（Q12）の全てについて、機会が奪われることはないという点では充足されているが、現状では、逆に過剰な利用による弊害からの保護が問題になろう。

### ③文化的・芸術的活動等の権利<sup>7</sup>

子どもの権利条約は、本調査の中核を占める体験的活動も、子どもにとって重要な権利として明記している。今回は多様な体験活動について質問を設定しており、結果にも幅があった（Q9（f）「昆虫や水辺の生物」の採取：中2で29.1%、高2は19.6%、（h）「星や雲の観察」：中2は38.4%、高2は36.4%、（k）「米や野菜を植えたり育てたりすること」：中2が31.5%、高2が20.8%など）。また学校の部活動（文化部）への参加は、一定程度見られる（Q20：中2で23%、高2で26.1%）である反面、子ども会など校外の青少年団体への参加率は低い（Q19：中2は71.3%、高2は86.4%が所属なし）。

## 3 子ども・若者育成支援に向けて～課題と提言～

今回の調査に関連していくつか課題を取り上げ、個人的に提言を述べたいと思う。

### （1）成年年齢の引き下げと市民感覚の向上

公職選挙法等の改正により、参政権年齢が18歳以上に引き下げられ、すでに本県においても何度か国政選挙および地方選挙が行われている。国政選挙では投票率がかって全国最下位だったこともあり、選挙管理委員会では、これを機に高校等で投票の啓発に努めている。筆者もゼミ所属学生と県選管の依頼で、数回高校での模擬選挙に参加した。

今回の調査との関連では、Q7（m）「国や地域の政治や選挙について関心がある」かどうか、の間について、積極的肯定が小4で13.6%、中2が11.3%、高2が9.1%、消極的肯定は、小4が19.5%、中2が24.0%、高2で22.1%であった。高校生は実に合計で31.2%と3人に1人に満たず、中学生の35.3%、小学生の33.1%をも下回る危機的状況である。これは、続く（n）「新聞やテレビ、インターネットで、その日のニュースを読んだり見たりする」かの回答（積極的肯定：小41.1%、中37.1%、高23.1%）と関連し、Q10の「得意な教科」に対する回答（小：社会38.2%、中：社会29.7%、高：公民4.9%）に如実に表れている。推測の域を出ないが、社会科、公民科はいまだに教科書中心、暗記型学習のイメージが強いのではないだろうか。

特に公民分野では、日々変化する政治情勢や様々な社会的事件・事象が生きた教材として新聞紙上に満載である。本調査からは、あらためて子どもの主権者意識の向上が、本県の重大な課題であることが判明した。学校においては、意見の分かれるテーマについて討議するなど、社会科こそが新学習指導要領で強調されている「主体的、対話的で深い学び」の実践の場として期待されるであろう。家庭においても政治・社会問題を積極的に話題にすることによって、市民感覚、主権者意識を高めていく必要

<sup>7</sup> 「締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。」（同条約 第31条第2項）これは、まさしく子どもに体験的活動を保障すべきことを謳ったものといえる。

がある。今後は民法改正に伴い 2022 年からは民事成年も 18 歳に引き下げられる。中学生、高校生 1・2 年のうちから、消費者など契約当事者として、家庭においても親権を解かれ自立した法主体となることへの自覚が求められる。学校と家庭にはそれへの備えと覚悟が問われる。そのためにも多様な体験的活動を提供することが一層求められるとあってよい。

### (2) 家庭の生活環境の格差に対する大学との連携による支援

近年、子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立し(2013年)、学習塾など学校外の学習機会を得られない家庭の子どもへの支援などが施策化されつつある。

筆者が顧問を務める学生サークルも、児童福祉施設の入所児童(小・中学生)や一人親家庭の子ども(小・中・高)の教科学習支援を中心としたボランティア活動を行っている。これらの子どもは、経済的理由や家族に時間的余裕がないことなどから、学校行事以外で自然体験・社会体験的活動を経験することは困難であることが多い。学習支援に加えてミニキャンプや花見、クリスマス会などの活動も可能である。子どもたちにとって大学生は自分たちの兄や姉世代であり、親や学校教員とは違って素直に指導が届くいわゆるナナメの関係である。

前述の子ども・若者育成支援推進法8条に基づき政府が策定した「子ども・若者育成支援推進大綱」(平成28年2月)では、基本的な施策の「4 子ども・若者の成長を支える担い手の養成(1) 地域における多様な担い手の養成」の中で、「(同世代又は年齢の近い世代による相談・支援)」との見出しの下で以下のように記述している。

「同世代又は年齢が近く価値観を共有しやすい学生等によるボランティアの導入を推進し、相談・支援を充実させる。非行など問題を抱えた少年の自立を支援する青年ボランティアの活動を促進するために必要な協力を行うとともに、非行少年を生まない社会づくりに資する学生ボランティアの能力向上のための研修等の実施を促進する。」

人的資源としては大学生を活用する枠組みを構築することで充足可能である。あとは予算面での行政の支援が求められる。

### (3) 子どもの自治・自律への支援

前述した子どもの権利条約の第④の権利領域は、子どもを保護の対象としてのみとらえるのではなく、権利行使の主体として社会に参加し意見を表明する権利を保障する。憲法上は、子どもも一国民である以上「個人として尊重される」こと(第13条前段)、「幸福追求に対する国民の権利」について「最大の尊重」を必要とされること(同条後段)から導かれる自己決定権、表現の自由(同21条)に根拠を見出すことができる。

本調査では本県の子どもは一定の規範意識をもっている傾向が読み取れる(Q5(g)「バスや電車で体の不自由な人やお年寄りに席をゆずること」は、小学生で 29.9%だが、中学生は 59%、高校生は 66.3%。(h)「友達が悪いことをしていたら、やめさせること」は、小 59.8%、中 63.5%、高 65.5%である)。また、自律性、主体性についても高い自覚をもった行動ができる(Q7(a)「自分の思ったことをはっきり

言う」：小4は62.3%、中2は68.2%、高2が69.7%、(b)「周りの人に迷惑をかけずに行動する」：小73.5%、中75.8%、高78.8%、(c)「自分でできることは自分でする」：小87.6%、中89.5%、高91.9%)。

子どもは多くの点で未熟なだけに大人による保護と支援が必要である。しかし、同時に育ちつつある自律性、主体性を認め促すことによって大人への成長を後押しすることも必要である。前述した18歳成年制への移行を機に、従来の子ども観・教育観を見直し、今日、最も意識の転換を求められるのは我々大人の側ではないだろうか。